

地域主権改革の推進による都市自治の確立等に関する提言

基礎自治体を重視した地域主権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地域主権改革について

(1) 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、地域主権改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

(2) 国と地方の協議の場の法制化等、地域主権関連3法案の早期成立を図ること。

また、喫緊の課題等については、「国と地方の協議の場」の法制化を待つことなく、「事実上の国と地方の協議の場」において十分事前に協議すること。

(3) 「国と地方の協議の場」については、国と地方が真に対等・協力のもとに運営し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うこと。

また、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

(4) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図り、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

さらに、大都市制度のあり方について検討を行うこと。

(5) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

(6) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

(7) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲によ

る国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

(8) 行政刷新会議においては、地方自治体に関連する制度や事業について仕分け作業が行われているが、これらは地方の行財政運営や社会資本整備等に大きな影響を及ぼすことから、当該制度や事業のあり方について、改めて国と地方の協議の場等において対等の立場で協議し、税財政措置等を含め、地域主権改革の理念に沿った政府としての結論を得ること。

(9) 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けるほか、事前に地方公共団体との協議を行うこと。

また、社会保障・税の共通番号制度を創設する場合には、その制度設計に都市自治体の意見を十分に反映させること。

2. 住民訴訟制度について

住民訴訟制度については、長の責任のあり方、賠償責任範囲の制限等、そのあり方について見直すこと。

3. 広域行政について

(1) 広域行政圏策定計画策定要綱廃止後においても引き続き、広域行政による振興整備・更新事業に対して十分な支援策を講じること。

(2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

(3) 定住自立圏構想推進要綱における中心市の要件について、地域の実情を踏まえて、見直しを図ること。